

宇治市民
(市内在住)
限定販売!

うじの

生活おうえん クーポン

お買い物は宇治市で!
みんなが地元を
盛り上げよう!!

みんなで
宇治を元気に
するでしょ!

京都府宇治市公認
ご当地キャラクター
チャチャ王国おうじやま

取扱店舗募集!

【宇治市プレミアム付デジタルクーポン】

宇治市と宇治商工会議所では、食料品等の物価高騰の影響が続く中、

生活者および市内事業者の売上向上を支援するため、

国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、「うじの生活おうえんクーポン」を発行します。

「うじの生活おうえんクーポン」は、取扱店舗に登録した店舗でしか使用できません。

この機会に取扱店舗に加盟ください。※店舗側に読取機などの導入は必要ありません。

うじの
生活おうえん
クーポンとは



01 店舗側に
機器の導入は不要です!

LINEを使った
デジタルクーポンです!



02 最大10,000円で
14,000円分

40% お得な
クーポンです!

取扱店舗募集概要

募集対象	宇治市内で営業している店舗(事業概要や重点地方交付金の目的から、一部対象外となる業種があります)
募集期間 (新規応募店舗)	2026年2月13日(金)から2026年7月31日(金)まで ※1次募集期間は3月6日(金)まで ※1次募集期限までにご登録いただいた場合、販売開始時から取扱店舗としてスタートできます。それ以降に登録申請いただく店舗には、随時スターキットをお送りいたします。 ※前回登録いただいている取扱店舗には、郵送にて「うじの生活おうえんクーポン事業参加回答書」をお送りしておりますので、そちらをご利用ください。
店舗向け説明会 ※詳しく聞きたい方の自由参加	第1回説明会:2026年2月25日(水) 14:00～ 宇治市産業会館3階 第2回説明会:2026年3月4日(水) 14:00～ 宇治市産業会館3階 第3回説明会:2026年3月13日(金) 14:00～ 宇治市産業会館3階
申請方法	・右記QRコードからの登録フォーム申込み なるべくインターネットでの申込みにご協力お願いします ・裏面の登録申請書に必要事項を記入し、FAXで申込み
発行額	10億5000万円(うちプレミアム分3億円) ※前回8.5億円(プレミアム分2.05億円)
商品券概要	7,000円分を5,000円で販売(今回は1円単位で利用可)
商品券販売・利用期間	2026年3月27日(金)～2026年8月31日(月) ※売り切れ次第販売終了となります。

お申込みは
こちらから!



新規申込専用です。

※前回(2023年10月2日～2024年2月29日実施宇治の生活おうえんクーポン事業)登録いただいている取扱店舗には「うじの生活おうえんクーポン事業参加回答書」を別途お送りしておりますので、必要事項を記入のうえ、返送ください。

うじの生活おうえんクーポンコールセンター

075-223-2511

【対応時間】
平日9:30～17:30

uji-puremium-gift@nta.co.jp

詳しくはホームページでご案内しています。

<https://www.city.uji.kyoto.jp/site/ujinext/30276.html>



うじの生活おうえんクーポン取扱店登録申請書兼誓約書

【クーポンに関する事項】 うじの生活おうえんクーポンに関する事項は次のとおりとする。 1. 市内に店舗を有する登録事業者で利用可能なクーポンを発行する。プレミアム率は40%とする。クーポンの形態はデジタルクーポンとする。 2. クーポンの利用は2026年3月27日(金)から2026年8月31日(月)までとする。 3. クーポンの購入対象者は、宇治市民(市内在住)限定とする。 4. クーポンの購入上限は、1人2口とする。 5. クーポンは、次のような場合には使用できない。不正な使用が確認された場合、利用者は所有する全てのクーポンに関する権利を失うものとし、関与した事業者には厳正に対処するものとする。 ①出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道料金等) ②有価証券、クーポン、金券、ビール券、図書券、切手、はがき、印紙、プリペイドカード、旅行券等の換金性の高いものの購入に対する支払い ③土地・家屋・車など資産性の高いものの購入や家賃・地代・駐車場料(一時預りを除く)等に関わる支払い ④現金との換金、金融機関への預け入れ ⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い ⑥特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するものやサービスに対する支払い ⑦クーポンの交換又は売買 ⑧参加事業者が指定するサービスの提供、物品購入 ⑨その他、事務局が指定するもの 【参加を希望する事業者】 事務局は、本事業に参加を希望する宇治市内の事業者(店舗)を次の要領で公募するものとする。 1. 募集期間は、2026年1月29日から2026年7月31日までとする。 2. 参加を希望する事業者(以下「参加事業者」)は、専用サイトの申込フォームから必要な情報を登録するものとする。また、事務局に紙様式の「登録申請書兼誓約書」を提出することもできる。 3. 参加事業者は、事務局の審査を経て承認を得るものとし、事務局の審査内容について、参加事業者は異議を申し立てないものとする。 4. 参加事業者は虚偽の申請をしないこと。虚偽の申請が発覚した場合は参加事業者として一切認められないものとする。 5. 参加事業者は、本事業規約に同意の上、登録事業者としてクーポンを取扱うこととする。 6. 登録事業者の本事業への登録は無料とする。 7. 登録事業者は、次に掲げるものとする。 (1)市内に店舗を有している事業者 (2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行う者、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として、もしくは実質的に経営に関与している団体、その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体、クーポンの利用対象にならないものに記載の取引、商品のみを取り扱う店舗、公序良俗に反する営業を行う者、その他、事務局が不適当であると認める事業者は対象外とする。 (3)その他、事務局が許可したもの。 8. 登録事業者は登録事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ報告するものとする。 9. 登録事業者はクーポン利用者からクーポンの提示を受けた場合には、クーポンの額面金額に応じ現金同様の取扱いを行う。但し、クーポンの受領に際してのつり銭は支払わないものとする。 【換金】 クーポンの換金については、管理システムより支払データを抽出し、半月毎に登録事業者の指定口座に自動振込する。	【登録事業者の責務】 登録事業者は、次の責務を負うものとし、故意に違反した場合にはその損害を事務局に対して負うものとする。 1. 登録事業者は虚偽の申請をしないこと。虚偽の申請が発覚した場合は厳正に対処するものとする。 2. 本事業の対象とならない商品に対して、クーポンの使用を認めないこと。 3. 偽造クーポン等が流通しないよう、店頭でのクーポンの取扱いに注意すること。 4. 不正にクーポンを取得したことが明らかな相手からクーポンを受取らないこと。 5. その他、本事業の目的に反するような行為はしないこと。 6. 本規約各条項の定め及び事務局の指示を遵守すること。 7. 顧客に代わりクーポンを購入し、自店舗で使用しないこと。 【登録事業者に対する損害金の返還請求及び登録事業者資格の喪失】 登録事業者の責務に違反する行為が認められた場合は、換金の拒否、事業者登録の取り消し及び損害金の返還を請求することができる。また、違反内容によっては、事務局を通じて消費者に公表することができる。また参加事業者資格を喪失した場合は、クーポン利用者から受け取ったクーポンの換金等、一切の権利を失うものとする。 【クーポン購入者に対する返還請求】 クーポンを購入した者が、次のことを行った場合は、事務局は、プレミアム相当額の返還を請求することができる。 1. クーポンを他人に売却すること。 2. クーポンを担保に供し、または質入れをすること。 3. 登録事業者が自らクーポンを購入し、自店舗で使用されたかのように偽って換金する等の不正行為をしないこと。 4. その他のクーポンの目的に相反する行為。 【不正使用の損害】 クーポン偽造等の不正使用により本事業に損害を与えたときは、不正使用者に損害金の全額を賠償させるものとする。 【事故】 クーポンを所有する者のもので発生した事故については、所有する者がその責を負い、事務局はその責を負わないものとする。 【偽造】 登録事業者は、細心の注意をもって偽造などに対処するものとし、偽造が疑われるクーポンが持ち込まれた場合は、商品やサービスとの引き換えを拒否し、その旨を速やかに事務局に報告するものとする。なお、こうしたクーポンを受領した場合においては、登録事業者の責とする。 【会計】 本事業の会計は事務局において行う。 【その他】 この規約に定めのない事項については、事務局において協議し決定する。 【準拠法、裁判管轄】 本規約は日本語を正文とし、その準拠法は日本法とする。本サービスに起因または関連してお客様と事務局との間に生じた紛争については京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。 この規約は、2026年1月29日から施行する。 インターネットからのご登録の場合は・・・ 右記URL「https://uji.e-ps.jp/form/uji/pgift/」またはQRコードより登録フォームを開いてご申請ください
--	---



私は、募集要項及び誓約事項の内容について遵守することを誓約し、取扱店舗の登録代行を申請します。

年 月 日 氏名

印

■ 入金先金融機関口座情報（※は必須項目です）

金融機関名※		支店名※	
預金種別※	普通預金 ・ 当座預金 ・ 貯蓄	口座番号※	
口座名義(カタカナ)※			

■ 店舗情報（※は必須項目です）

店名※			
所在地※	〒		
Eメールアドレス※			
営業時間			
個店・大型店舗※ (どちらか該当するものに○をつけてください)	個店	大型店舗とは	大企業 (みなし大企業含む) チェーン店 (本部が単一資本で11以上の店舗を直接経営・管理する形態) フランチャイズ店 (本部が加盟店に対して、特定の商標・商号等を使用する権利を与えとともに、加盟者の物品販売、サービスの提供、その他事業・経営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業形態) 大型スーパー コンビニエンスストア ※大型店舗で登録された事業者にはレジの仕様の確認を事務局よりメールにて送付します。
ジャンル※ (どちらか該当するものに○をつけてください)	ジャンル種別参考(以下からお選びください) 大型スーパー スーパー ドラッグストア 飲食料品店 衣料・身の回り品取扱店 陶器・雑貨店 メガネ・コンタクトレンズ・補聴器 薬局・薬品 バイク・自転車販売 飲食店 旅館・ホテル 医療・福祉 おもちゃ・ベビー用品 クリーニング 理容・美容店 家具・家電・住宅 ホームセンター コンビニ 書籍・文具・学び 写真・カメラ 生花・植物 健康 その他()		
ホームページ(URL)			